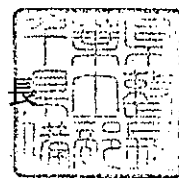




技 第 6 3 8 号
平成 3 1 年 2 月 2 8 日

千葉県建設産業団体連合会会長 様

千葉県県土整備部長



公共工事設計労務単価に係る特例措置等の運用について（通知）

日頃、本県の土木行政につきましては、格別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成 3 1 年 3 月 1 日の労務単価の改定において、下記のとおり公共工事設計労務単価に係る特例措置等を運用することとしましたので通知します。

なお、国土交通省土地・建設産業局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成 3 1 年 2 月 2 2 日付け国土入企第 5 4 号）」が通知されていることを申し添えます。

記

- (1) 新労務単価適用日（平成 3 1 年 3 月 1 日）以降に契約する旧労務単価で積算した工事及び業務については、適正な価格で契約を行うことを考慮し、契約後、新労務単価により算出された請負代金額に変更するための協議^{※1}を請求することができることとします。
- (2) 平成 3 1 年 2 月 2 8 日までに契約済の工事で、工期の始期が到来していないもののうち、残工期が 2 ヶ月以上あるものは、平成 2 6 年 2 月 1 3 日付け技第 4 3 0 号、建不 6 7 8 号「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第 2 6 条第 6 項の運用について」【記 1. (1) 及び 2. から 8. まで (4. (3) を除く。)】の規定を準用し、協議^{※1}を請求することができることとします。

※ 1 建設工事請負契約書第 5 9 条、土木設計業務委託契約第 5 7 条、建築設計業務委託契約書第 5 7 条又は、業務委託契約書第 2 7 条の定めによる。

※ 2 新労務単価：平成 3 1 年 3 月 1 日適用単価
旧労務単価：平成 3 1 年 3 月 1 日より前の単価

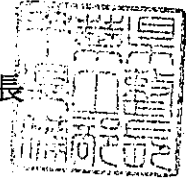
技術管理課技術情報班
電話 043-223-3503



技 第 6 3 8 号
平成 3 1 年 2 月 2 8 日

一般社団法人
千葉県建設業協会会長 様

千葉県県土整備部長



公共工事設計労務単価に係る特例措置等の運用について（通知）

日頃、本県の土木行政につきましては、格別の御高配をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、平成 3 1 年 3 月 1 日の労務単価の改定において、下記のとおり公共工事設計労務単価に係る特例措置等を運用することとしましたので通知します。

なお、国土交通省土地・建設産業局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成 3 1 年 2 月 2 2 日付け国土入企第 5 4 号）」が通知されていることを申し添えます。

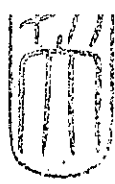
記

- (1) 新労務単価適用日（平成 3 1 年 3 月 1 日）以降に契約する旧労務単価で積算した工事及び業務については、適正な価格で契約を行うことを考慮し、契約後、新労務単価により算出された請負代金額に変更するための協議^{※1}を請求することができることとします。
- (2) 平成 3 1 年 2 月 2 8 日までに契約済の工事で、工期の始期が到来していないもののうち、残工期が 2 ヶ月以上あるものは、平成 2 6 年 2 月 1 3 日付け技第 4 3 0 号、建不 6 7 8 号「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第 2 6 条第 6 項の運用について」【記 1. (1) 及び 2. から 8. まで (4. (3) を除く。】の規定を準用し、協議^{※1}を請求することができることとします。

※ 1 建設工事請負契約書第 5 9 条、土木設計業務委託契約第 5 7 条、建築設計業務委託契約書第 5 7 条又は、業務委託契約書第 2 7 条の定めによる。

※ 2 新労務単価：平成 3 1 年 3 月 1 日適用単価
旧労務単価：平成 3 1 年 3 月 1 日より前の単価

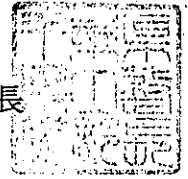
技術管理課技術情報班
電話 043-223-3503



技 第 6 3 8 号
平成 3 1 年 2 月 2 8 日

一般社団法人
千葉県道路舗装協会会長 様

千葉県県土整備部長



公共工事設計労務単価に係る特例措置等の運用について（通知）

日頃、本県の土木行政につきましては、格別の御高配をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、平成 3 1 年 3 月 1 日の労務単価の改定において、下記のとおり公共工事設計労務単価に係る特例措置等を運用することとしましたので通知します。

なお、国土交通省土地・建設産業局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成 3 1 年 2 月 2 2 日付け国土入企第 5 4 号）」が通知されていることを申し添えます。

記

- (1) 新労務単価適用日（平成 3 1 年 3 月 1 日）以降に契約する旧労務単価で積算した工事及び業務については、適正な価格で契約を行うことを考慮し、契約後、新労務単価により算出された請負代金額に変更するための協議^{※1}を請求することができることとします。
- (2) 平成 3 1 年 2 月 2 8 日までに契約済の工事で、工期の始期が到来していないもののうち、残工期が 2 ヶ月以上あるものは、平成 2 6 年 2 月 1 3 日付け技第 4 3 0 号、建不 6 7 8 号「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第 2 6 条第 6 項の運用について」【記 1. (1) 及び 2. から 8. まで (4. (3) を除く。】の規定を準用し、協議^{※1}を請求することができることとします。

※ 1 建設工事請負契約書第 5 9 条、土木設計業務委託契約第 5 7 条、建築設計業務委託契約書第 5 7 条又は、業務委託契約書第 2 7 条の定めによる。

※ 2 新労務単価：平成 3 1 年 3 月 1 日適用単価
旧労務単価：平成 3 1 年 3 月 1 日より前の単価

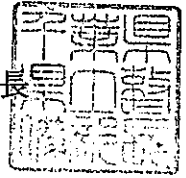
技術管理課技術情報班
電話 043-223-3503



技 第 6 3 8 号
平成 3 1 年 2 月 2 8 日

公益社団法人
千葉県測量設計業協会会長 様

千葉県国土整備部長



公共工事設計労務単価に係る特例措置等の運用について（通知）

日頃、本県の土木行政につきましては、格別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成 3 1 年 3 月 1 日の労務単価の改定において、下記のとおり公共工事設計労務単価に係る特例措置等を運用することとしましたので通知します。

なお、国土交通省土地・建設産業局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成 3 1 年 2 月 2 2 日付け国土入企第 5 4 号）」が通知されていることを申し添えます。

記

- (1) 新労務単価適用日（平成 3 1 年 3 月 1 日）以降に契約する旧労務単価で積算した工事及び業務については、適正な価格で契約を行うことを考慮し、契約後、新労務単価により算出された請負代金額に変更するための協議^{※1}を請求することができることとします。
- (2) 平成 3 1 年 2 月 2 8 日までに契約済の工事で、工期の始期が到来していないもののうち、残工期が 2 ヶ月以上あるものは、平成 2 6 年 2 月 1 3 日付け技第 4 3 0 号、建不 6 7 8 号「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第 2 6 条第 6 項の運用について」【記 1. (1) 及び 2. から 8. まで (4. (3) を除く。】の規定を準用し、協議^{※1}を請求することができることとします。

※ 1 建設工事請負契約書第 5 9 条、土木設計業務委託契約第 5 7 条、建築設計業務委託契約書第 5 7 条又は、業務委託契約書第 2 7 条の定めによる。

※ 2 新労務単価：平成 3 1 年 3 月 1 日適用単価
旧労務単価：平成 3 1 年 3 月 1 日より前の単価

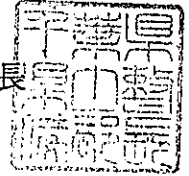
技術管理課技術情報班
電話 043-223-3503



技 第 6 3 8 号
平成 3 1 年 2 月 2 8 日

一般社団法人建設コンサルタント協会
関東支部長 様

千葉県県土整備部長



公共工事設計労務単価に係る特例措置等の運用について（通知）

日頃、本県の土木行政につきましては、格別の御高配をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、平成31年3月1日の労務単価の改定において、下記のとおり公共工事設計労務単価に係る特例措置等を運用することとしましたので通知します。

なお、国土交通省土地・建設産業局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成31年2月22日付け国土入企第54号）」が通知されていることを申し添えます。

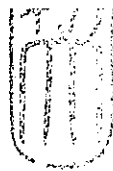
記

- (1) 新労務単価適用日（平成31年3月1日）以降に契約する旧労務単価で積算した工事及び業務については、適正な価格で契約を行うことを考慮し、契約後、新労務単価により算出された請負代金額に変更するための協議^{※1}を請求することができることとします。
- (2) 平成31年2月28日までに契約済の工事で、工期の始期が到来していないもののうち、残工期が2ヶ月以上あるものは、平成26年2月13日付け技第430号、建不678号「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第26条第6項の運用について」【記1. (1) 及び2. から8. まで (4. (3) を除く。】の規定を準用し、協議^{※1}を請求することができることとします。

※1 建設工事請負契約書第59条、土木設計業務委託契約第57条、建築設計業務委託契約書第57条又は、業務委託契約書第27条の定めによる。

※2 新労務単価：平成31年3月1日適用単価
旧労務単価：平成31年3月1日より前の単価

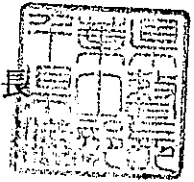
技術管理課技術情報班
電話 043-223-3503



技 第 6 3 8 号
平成 3 1 年 2 月 2 8 日

一般社団法人
千葉県コンサルタント業協会会長 様

千葉県県土整備部長



公共工事設計労務単価に係る特例措置等の運用について（通知）

日頃、本県の土木行政につきましては、格別の御高配をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、平成 3 1 年 3 月 1 日の労務単価の改定において、下記のとおり公共工事設計労務単価に係る特例措置等を運用することとしましたので通知します。

なお、国土交通省土地・建設産業局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成 3 1 年 2 月 2 2 日付け国土入企第 5 4 号）」が通知されていることを申し添えます。

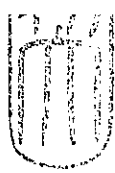
記

- (1) 新労務単価適用日（平成 3 1 年 3 月 1 日）以降に契約する旧労務単価で積算した工事及び業務については、適正な価格で契約を行うことを考慮し、契約後、新労務単価により算出された請負代金額に変更するための協議^{※1}を請求することができることとします。
- (2) 平成 3 1 年 2 月 2 8 日までに契約済の工事で、工期の始期が到来していないもののうち、残工期が 2 ヶ月以上あるものは、平成 2 6 年 2 月 1 3 日付け技第 4 3 0 号、建不 6 7 8 号「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第 2 6 条第 6 項の運用について」【記 1. (1) 及び 2. から 8. まで (4. (3) を除く。】の規定を準用し、協議^{※1}を請求することができることとします。

※ 1 建設工事請負契約書第 5 9 条、土木設計業務委託契約第 5 7 条、建築設計業務委託契約書第 5 7 条又は、業務委託契約書第 2 7 条の定めによる。

※ 2 新労務単価：平成 3 1 年 3 月 1 日適用単価
旧労務単価：平成 3 1 年 3 月 1 日より前の単価

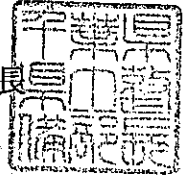
技術管理課技術情報班
電話 043-223-3503



技 第 6 3 8 号
平成 3 1 年 2 月 2 8 日

千葉県補償コンサルタント協議会会長 様

千葉県県土整備部長



公共工事設計労務単価に係る特例措置等の運用について（通知）

日頃、本県の土木行政につきましては、格別の御高配をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、平成 3 1 年 3 月 1 日の労務単価の改定において、下記のとおり公共工事設計労務単価に係る特例措置等を運用することとしましたので通知します。

なお、国土交通省土地・建設産業局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成 3 1 年 2 月 2 2 日付け国土入企第 5 4 号）」が通知されていることを申し添えます。

記

- (1) 新労務単価適用日（平成 3 1 年 3 月 1 日）以降に契約する旧労務単価で積算した工事及び業務については、適正な価格で契約を行うことを考慮し、契約後、新労務単価により算出された請負代金額に変更するための協議^{※1}を請求することができることとします。
- (2) 平成 3 1 年 2 月 2 8 日までに契約済の工事で、工期の始期が到来していないもののうち、残工期が 2 ヶ月以上あるものは、平成 2 6 年 2 月 1 3 日付け技第 4 3 0 号、建不 6 7 8 号「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第 2 6 条第 6 項の運用について」【記 1. (1) 及び 2. から 8. まで (4. (3) を除く。】の規定を準用し、協議^{※1}を請求することができることとします。

※ 1 建設工事請負契約書第 5 9 条、土木設計業務委託契約第 5 7 条、建築設計業務委託契約書第 5 7 条又は、業務委託契約書第 2 7 条の定めによる。

※ 2 新労務単価：平成 3 1 年 3 月 1 日適用単価
旧労務単価：平成 3 1 年 3 月 1 日より前の単価

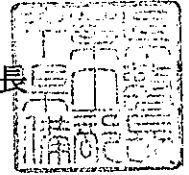
技術管理課技術情報班
電話 043-223-3503



技 第 6 3 8 号
平成 3 1 年 2 月 2 8 日

一般社団法人
千葉県地質調査業協会会長 様

千葉県県土整備部長



公共工事設計労務単価に係る特例措置等の運用について（通知）

日頃、本県の土木行政につきましては、格別の御高配をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、平成 3 1 年 3 月 1 日の労務単価の改定において、下記のとおり公共工事設計労務単価に係る特例措置等を運用することとしましたので通知します。

なお、国土交通省土地・建設産業局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成 3 1 年 2 月 2 2 日付け国土入企第 5 4 号）」が通知されていることを申し添えます。

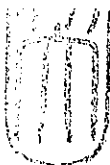
記

- (1) 新労務単価適用日（平成 3 1 年 3 月 1 日）以降に契約する旧労務単価で積算した工事及び業務については、適正な価格で契約を行うことを考慮し、契約後、新労務単価により算出された請負代金額に変更するための協議^{※1}を請求することができることとします。
- (2) 平成 3 1 年 2 月 2 8 日までに契約済の工事で、工期の始期が到来していないもののうち、残工期が 2 ヶ月以上あるものは、平成 2 6 年 2 月 1 3 日付け技第 4 3 0 号、建不 6 7 8 号「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第 2 6 条第 6 項の運用について」【記 1. (1) 及び 2. から 8. まで (4. (3) を除く。】の規定を準用し、協議^{※1}を請求することができることとします。

※ 1 建設工事請負契約書第 5 9 条、土木設計業務委託契約第 5 7 条、建築設計業務委託契約書第 5 7 条又は、業務委託契約書第 2 7 条の定めによる。

※ 2 新労務単価：平成 3 1 年 3 月 1 日適用単価
旧労務単価：平成 3 1 年 3 月 1 日より前の単価

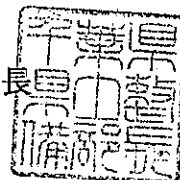
技術管理課技術情報班
電話 043-223-3503



技 第 6 3 8 号
平成 3 1 年 2 月 2 8 日

千葉県測量設計補償協同組合理事長 様

千葉県県土整備部長



公共工事設計労務単価に係る特例措置等の運用について (通知)

日頃、本県の土木行政につきましては、格別の御高配をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、平成 3 1 年 3 月 1 日の労務単価の改定において、下記のとおり公共工事設計労務単価に係る特例措置等を運用することとしましたので通知します。

なお、国土交通省土地・建設産業局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について (平成 3 1 年 2 月 2 2 日付け国土入企第 5 4 号)」が通知されていることを申し添えます。

記

- (1) 新労務単価適用日 (平成 3 1 年 3 月 1 日) 以降に契約する旧労務単価で積算した工事及び業務については、適正な価格で契約を行うことを考慮し、契約後、新労務単価により算出された請負代金額に変更するための協議^{※1}を請求することができることとします。
- (2) 平成 3 1 年 2 月 2 8 日までに契約済の工事で、工期の始期が到来していないもののうち、残工期が 2 ヶ月以上あるものは、平成 2 6 年 2 月 1 3 日付け技第 4 3 0 号、建不 6 7 8 号「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第 2 6 条第 6 項の運用について」【記 1. (1) 及び 2. から 8. まで (4. (3) を除く。)】の規定を準用し、協議^{※1}を請求することができることとします。

※ 1 建設工事請負契約書第 5 9 条、土木設計業務委託契約第 5 7 条、建築設計業務委託契約書第 5 7 条又は、業務委託契約書第 2 7 条の定めによる。

※ 2 新労務単価：平成 3 1 年 3 月 1 日適用単価
旧労務単価：平成 3 1 年 3 月 1 日より前の単価

技術管理課技術情報班
電話 043-223-3503